

保育所の設置主体制限の見直しについて

平成11年9月22日

中央児童福祉審議会企画部会資料

1 現在の取扱い

新たな民間施設の認可に当たっては原則として社会福祉法人であるものに限定している。(根拠：昭和38年通知(児童福祉法上に規定はない。))

の公共性や継続性を確保するための基準(設置者の資産状況等)、
を示した指針を定めることとする。

2 設置主体制限をめぐる状況

- 都市部を中心とした待機児童の解消は、当面の保育行政の最大の課題であり、絶対的な供給不足となっている地域においては保育所の新設が必要。このような状況の中で、総務庁の行政監察や規制緩和推進計画などにおいても、保育所の設置主体について制限を撤廃するよう指摘されている。
- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行(H12.4.1)に伴い、保育所の設置認可が機関委任事務から自治事務に見直されることから、現在のような南東力の強い設置主体制限は継続できなくなる。(国は指針を示すことに止まることとなる。)

(参考)

- *1 民間の認可保育所9,237か所のうち、個人・宗教法人等が経営するものは701か所(平成9年4月1日現在)
- *2 保育所と同じ第2種社会福祉事業である訪問介護(ホームヘルプサービス)、日帰り介護(デイサービス)等については、既に株式会社等の多様な経営主体の参入が認められ、事業補助が行われている。

3 今後の基本的な対応方針

- 一定の水準を確保したもの(認可保育所)を公費助成の対象とする方針は変わらない。また、保育事業が地域に定着し、公共性、継続性等の要請もあることを考慮すれば、民間保育事業においては引き続き社会福祉法人立の認可保育所が中心となる。

同時に、緊急の課題である待機児童の解消等に必要な場合があることに鑑み、社会福祉法人以外の経営主体が設置する保育所についても一定の基準を満たせば都道府県知事が地域の需給状況等を総合的に勘案して認可することができることとする。

実務的には、保育所の設置認可に係る現行の通知を見直し、

- ・社会福祉法人以外の経営主体が設置する保育所を知事が認可する場合の基準(地域の需給関係等を総合的に勘案して必要と認められる場合)
- ・社会福祉法人以外の保育所の経営主体に対し事業